

平成22年度経営計画の概要について

鹿児島県信用保証協会は、平成22年度において、第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の業務運営の基本方針のもとに、中小企業の円滑な資金調達、ひいては自立かつ安定的な発展に貢献できる「中小企業者のための、開かれた信頼される協会」を目指して、以下に掲げる事項の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

1 業務環境

(1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、乗用車販売や家電販売など一部に持ち直しの動きがみられる。一方、主要ホテル・旅館の宿泊客数及び百貨店・スーパーの販売額は減少しており、個人消費は、全体としては弱い動きとなつている。

建設関連では、公共工事は増加しているものの、新設住宅着工は低い水準で推移していることから、全体としては低調となっている。

生産活動においては、電子部品関連に持ち直しの動きがあるなど、全体としては回復傾向にある。また、労働需給は、新規求人において改善の動きが見られるが、有効求人倍率が極めて低い水準にあり、雇用情勢は厳しい状況が続いている。

このように、県内経済は、全体としては、厳しい状況が続いている状態にある。

今後の経済動向については、平成23年の3月に予定される九州新幹線鹿児島ルート全体の全線開通による観光産業等への効果が期待されるも、個人の消費の増加や建設関連の回復を見込めないことから、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

(2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内の経済は、一部で持ち直しの動きがある一方、引き続き厳しい状況にあるとされている。県内中小企業の景況については、業種間にはばらつきがあるほか、勢いの感じられない個人消費、住宅投資の減少、雇用環境の悪化等により、先行きが懸念されるなど、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面から見ると、資金繰り悪化等に伴う資金需要はあるものの、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販売能力増強のための設備投資の大幅な増加は見込めず、資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、個人消費の低迷、雇用環境の悪化、設備投資の減少等により、今後も、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中において、平成22年度の業務運営は、平成21年度に引き続き、このままの緊急保証制度を拡充して創設された景気対応緊急保証の実施により、保証承諾は、平成21年度に引き続き、高水準による推移が見込まれる。

一方、代位弁済については、中小企業を取り巻く厳しい状況や企業倒産件数の増加等による代位弁済率の悪化が見込まれている。また、回収についても、有担保保証の減少や第三者保証人の非徴求の影響による回収率の低下が見込まれるなど、厳しい状況になることが予想される。

平成22年度は、第2次中期事業計画の基本方針のもとに、これら本協会を巡る厳しい環境に対応して、平成21年度に引き続き、中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、国・地方公共団体の施策に即応した政策保証等の促進、期中管理の徹底による代位弁済の抑制、求償権の回収促進、金融機関との責任共有制度の適正な運用、リスク考案型保証料率体系の円滑な実施等に積極的に取り組むこととする。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化、個人情報の適正な管理等に努める。

加えて、期中管理の徹底による代位弁済の抑制や経営支援を促進するために、経営再生支援室を改組して、新たに経営支援部を設置する。

【保証部門】

1 保証審査の充実と効率化

保証申込が初めての中小企業者や保証申込金額が一定の基準を超える中小企業者については、努めて企業訪問を実施し、当該企業の経営実態や将来性等の把握を行い、保証審査の充実を図る。

また、平成21年10月から試行してきた、小口利用層を対象に、CRDスコアリングモデルの評点の活用により、一定基準以上の評点のもの審査を簡略化する審査方法を正式に導入し、保証審査の効率化を図る。

2 保証利用の推進

保証業務改善推進プロジェクトチームを中心として、保証浸透度の向上対策、企業訪問実施方法等に関する企画立案、保証業務に係る規程等の制定・改廃等に関する協議・検討を行うとともに、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施し、保証利用の推進を図る。

3 政策保証等の推進

多様化する中小企業者の資金ニーズに的確かつ迅速に対応するため、景気対応緊急保証をはじめとした政策保証等の積極的な推進を行い、弾力的な保証対応に努めるとともに、国・地方公共団体の政策に沿って創設された保証制度について、広報や利用促進に積極的に取り組む。

(1) セーフティネット保証の推進

景気対応緊急保証を含むセーフティネット保証に係る、認定要件や取扱期間等について、金融機関、商工団体等に対する各種説明会や訪問等により、周知に努め、その趣旨を踏まえ、迅速で的確かつ積極的な保証対応に努める。

また、指定業種等については、ホームページや保証月報等を活用するなど、金融機関や中小企業者に対し情報を提供する。

(2) 条件変更対応保証の積極的な取組み

平成21年12月に創設された条件変更対応保証について、当該中小企業者の事業の改善又は再生の可能性を勘案しつつ、取扱金融機関と緊密な連携を図り、積極的な保証対応に努めるとともに、既保証付融資の条件変更に対して、引き続き積極的に対応する。

(3) 流動資産担保融資保証の推進

不動産担保に依存しない当該保証制度の保証要件や利便性について、中小企業者や金融機関へPRするとともに、売掛債権及び棚卸資産の多い企業のリストアップ等を行い、企業訪問等により、利用促進を図る。

(4) 特定社債保証の推進

中小企業者や金融機関等に対して、適性要件の周知徹底に努め、金融機関と連携して、既発社債の償還期限が到来する企業や適性要件に合致する企業をリストアップし、企業訪問等により、利用促進を図る。

(5) 当座貸越根保証、事業者カードローン根保証の推進

保証制度の資格要件や利便性について、中小企業者や金融機関へPRし、保証要件に合致する企業をリストアップし、企業訪問等により、新規利用の推進を図る。

(6) 創業支援資金保証、創業関連保証の推進

実地調査や経営者との面談を通して、事業の将来性や経営手腕等を的確に判断するとともに、事業計画に対する助言を行う等、きめ細やかに対応する。

また、(財)かごしま産業支援センターとの情報交換や本協会と当該センターとのタイアップした支援などにより、創業支援資金保証や創業関連保証の利用促進を図る。

(7) その他の政策保証の推進

予約保証等、新しい全国統一保証制度等については、制度内容の周知不足等により、まだ十分に利用されていない状態にある。そのため、中小企業者、金融機関、関係機関・団体等に対し、保証要件や利便性等について周知を行い、利用促進を図る。

4 保証審査に関する目利き能力の向上

職員審査能力の向上を図るため、連合会主催の信用調査検定プログラムなどの活用による各種資格の取得促進を図るとともに、連合会研修への参加やOJTを通じて、中小企業者の財務状況、成長性、技術力等を的確に評価できる職員を養成し、目利き能力の向上に努める。

5 中小企業者等の利便性向上に向けた取組

(1) 本協会ホームページなどにより、中小企業者、金融機関、関係機関・団体等に保証要件や各種保証制度の詳細な内容等、必要な情報を適時、的確に提供するとともに、中小企業者等からの相談や意見、要望等に対し迅速な対応によるなど利便性の向上を図る。

(2) 中小企業者等を対象として、保証利用のメリットや主な保証制度の内容、申込手続き等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、中小企業関係の各種会議での活用や金融機関及び中小企業団体・県・市町村機関の窓口等を通じ、配布する。

(3) 保証制度を十分に利用していない中小企業者や流動資産担保融資保証の対象企業等に対して、Eメールの活用や郵送等により、制度保証創設・改正の内容、不況業種の指定情報など、効果的な情報提供に努める。

(4) 中小企業者からの苦情、相談、意見等に、的確、丁寧に対応するとともに、その内容をデータベース化して情報を共有化し、中小企業者の利便性の向上に資するよう努める。

6 信用リスクの管理態勢の充実・強化

保証審査に当たっては、信用保証審査マニュアルの周知徹底を図り、定量的評価及び定性的評価を実施し、総合的に、信用リスク管理態勢の充実・強化を図る。

(1) 部内研修会や定例部内会議を活用し、保証審査における基本的な考え方や信用保証審査マニュアルの周知徹底を図り、統一的で平準化した審査判断の徹底に努める。

(2) 貸付後、短期間で代位弁済となった事故案件については、早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領に基づき、事故に至った原因等を検証分析し、今後の審査事務にフィードバックする。

【期中管理部門】

1 経営支援・再生支援等体制の強化

適切な保証審査や保証利用企業等の早期実態把握による適時・的確な指導により円滑な事業活動を支援し、代位弁済を抑制するために、経営再生支援室を「経営支援部」に変更し、部として位置づけるとともに、同部に複数名の専任職員を配置し、組織的な体制を構築する。

2 経営、再生及び創業、再挑戦支援の推進

(1) 経営支援及び再生支援については、事故が見られる企業、事業再生に取り組む求償権先等について、早期の実態把握に努め、「経営再生支援対策会議」による経営改善計画や再生計画の作成支援のほか、中小企業再生サポートシステム(CSS)、中小企業経営診断システム(MSS)等の有効活用により、これら企業を積極的に支援する。

(2) 再生支援については、企業訪問、代表者面談、金融機関等との協議による早期実態把握を行うとともに、県中小企業再生支援協議会及び金融機関の支援担当部署との緊密な連携や再生支援審査会等による審議を通じて、積極的な支援を行う。

(3) 創業・再挑戦に取り組む企業の経営・再生支援については、関連情報の収集・分析等に努め、適切に対応する。

(4) 経営・再生支援等に当たっては、金融機関や商工団体等と緊密な連携を図りながら、効果的な対策を講じる。

3 大口保証企業等の決算書毎期徴求による事故防止

大口保証企業、特定社債保証企業、ベンチャー・創業関連保証企業や経営支援・再生支援企業については、大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、決算書を毎期徴求することにより、経営計画の達成状況や財務状況を把握し、必要に応じ、適切な措置を講じる。

4 事故予見先の早期実態把握による期中管理の強化

延滞発生に際しては、早期に金融機関及び対象企業を含めた協議を行い、破綻危機回避のための必要かつ適切な措置を講ずる。

らに、CRDスコアリングモデルの評点が一定基準以下の企業や事故報告先企業等を対象として、金融機関と緊密に連携し、代表者面談、企業訪問による実態把握を行い、事故予見先の早期発見と経営課題に対する助言指導、条件変更等、必要かつ適切な支援を積極的に推進する。

5 返済緩和の条件変更等の審査の充実

返済緩和の条件変更等の審査は、期中管理要領に基づき、保証審査における定量及び定性評価と同様の審査を踏まえ、経営改善計画や長期収支計画の実現性、妥当性を検証するなど企業の実態に応じた対応を行う。

6 適時・的確な代位弁済

(1) 期中管理方針が代位弁済と判断された企業に対しては、面談等による企業の実態把握を行うとともに、金融機関との連携を密にし、遅滞なく代位弁済手続きに着手する。

(2) 迅速な代位弁済審査と履行手続きを実施するため、長期間を要する代位弁済請求案件は、経過記録簿によって金融機関等との交渉や経過内容等を把握し、適正な管理を行う。

また、金融機関と代位弁済請求事務に関する勉強会を実施し、正確な事務手続きと迅速化を図り、併せて代位弁済利息の削減に努める。

【回収部門】

1 求償権回収の促進

(1) 早期回収の着手

新規求償権の現状把握に努め、早期に返済交渉を行い、債務者等に返済に対する意思が見受けられず回収が困難となる恐れがある場合等、法的手続き(本訴、支払督促、仮差押、競売等)を実施することにより、早期回収の促進に努める。

(2) 定期回収の促進

一括返済が困難な企業については、定期回収を積極的に推進するとともに、回収が間にわたり滞っている企業については、文書督促や訪問督促を継続的に、現状把握に努め、定期回収の増加に努める。

イ 既存の定期回収企業については、求償権残高に対して返済額が僅少な企業や、債務者・特定の保証人のみが返済している企業に対して積極的に返済交渉を行うなど回収の増額を図る。

ウ コンビニエンスストアを窓口とした返済金の収納手続きの推進による入金者の利便性の向上や、郵便振替データ通信サービスを活用した入金事務の効率化により、安定した定期回収に努める。

エ 電算による自動督促機能を有効活用し、入金管理の徹底を図る。

オ 民事再生、個人再生等法的整理先については、定期的に「分割弁済履行状況(計画・実績)明細リスト」(仮称)を出力するシステム開発し、法的整理等の認可決定から入金計画・実績を把握し、入金管理の強化を図る。

(3) 不定期回収の促進

一括入金(一部入金を含む)予定者の入金管理を徹底し、入金がなかった企業については、追跡調査を行い、善後策を講じる。

イ 残高が少額となっている求償権先や損害金のみとなっている企業については、一括返済交渉を積極的に行う。

ウ 督促強化月間の設定や定期的な夜間督促を実施し、回収額の増加を図る。

エ 債務者・連帯保証人の状況に応じた元金・損害金の減免による一括回収や元金等の一部弁済による連帯保証人の残債務免除等により、求償権回収の最大化を図る。

オ 現地訪問による督促や最寄の商工会議所等において債務者等と面談を行うことにより、長期化した求償権の掘り起しを図る。

2 担保物件の処分促進

(1) 有担保案件については、現地調査を行い、現況・評価額等を把握し、任意処分又は競売等効果的な手段を講じる。

(2) 任意処分や競売にあたっては、金融機関や不動産業者等に情報を提供するとともに、競売情報を保証月報と本協会ホームページに掲載し、広く、タイムリーな情報発信に努め、担保物件の処分促進を図る。

3 求償権の適正管理

(1) 求償権ごとに定めた回収方針で、その手続きが長期化している案件のうち、随時追跡の必要のあるものを追跡案件として電算処理システムに登録するとともに、新たに「追跡案件簿」を作成し、債務者等の実態把握を充分に行い、毎月開催する部内会議において回収方針等の善後策を講ずる。

(2) 最終返済日から1か月以上経過した求償権については、進行管理リストに経過月数を表示し、債務者等との交渉が長期間絶えないよう、適切な管理と効果的な回収に努める。

(3) 回収方針や担当者への具体的指示の徹底を図るため、求償権回収支援システムの「指示事項管理機能」を活用し、指示内容を記載のうえ、その進捗をフォローしていく。

4 保証協会債権回収(株)の有効活用

(1) 無担保求償権等の回収促進のため、保証協会債権回収(株)への職員の出向者を増員し、新規に委託する求償権を増加するなど、効果的かつ効果的な回収を図る。

(2) 債務者等が業務区域外へ転出している求償権については、保証協会債権回収(株)へ委託し、同社の首都圏営業所や近畿圏営業所をはじめ、全国の営業所相互間による回収業務を活用し、回収促進を図る。

5 求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進

営業中の求償権先について、訪問による現状把握や決算書の徴求を行い、事業再生が可能か精査し、経営支援部と連携して支援の促進に努める。

6 的確な管理事務停止と求償権整理の実施

回収が見込まれる求償権への集中的な取り組みと管理事務の効率化を図るため、破産等により回収が困難又は不能な求償権は、管理事務停止及び求償権整理を適時・的確に「追跡」を行う。

7 回収業務に関する法務知識の習得・向上

回収業務に関する知識向上を図るため、弁護士・司法書士等の専門家による研修会や連合会研修等へ積極的に参加させるとともに、部内でのOJTによりスキルアップを図る。

【その他関係部門】

1 企画立案や総合調整機能等の充実

年度経営計画の策定、各部署間の横断的な企画立案・総合調整、事務の合理化・効率化等に関する企画調整機能を充実し、その十分な発揮に努める。

また、本協会の審議役や部長等が構成する「計画等自己評価委員会」において年度経営計画の自己評価を行うとともに、公認会計士等で構成する「外部評価委員会」から、自己評価に係る評価の、評価内容等について、意見・助言を受けることとする。

2 リスク考案型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施

リスク考案型保証料率体系の運用については、今後も、財務データの入力チェック体制の強化及び保証料率等再計算検証システムによる検証を実施し、その正確性の確保に努める。

また、金融機関との適切な責任共有制度については、負担金計算の基礎データとなる金融機関別の保証債務残高や代位弁済額及び移転担保処分による回収額の集計結果を定期的に出力、点検する。

3 改正利息制限法及び改正出資法への対応

平成22年6月に施行される改正利息制限法及び改正出資法に適切に対応するため、必要な諸規程等の改正や電算処理システムの変更に取り組む。

4 信用保証制度の多様化・高度化に対応した職員の資質向上

昨今における保証制度の高度化・多様化に対応するためには、より高度な知識やノウハウが必要となつてきており、職員の資質向上が不可欠である。

このため、協会内外の研修等による職員の審査能力向上はもとより、顧客目線に立った審査ができるよう職員の意識改革を図るとともに、保証利用企業に対する経営コンサルティング能力の向上を図ることとする。

また、全国信用保証協会連合会に職員1名を出向させる。

さらに、資格取得等奨励表彰制度により、中小企業診断士など、協会の業務推進に緊密な関係を有する国家資格の取得等を支援する。

5 電算処理システムの適正かつ効率的な運用

電算処理システムの開発・運用・管理については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用を図るとともに、関係部署間の連携強化、電算関係職員の資質向上対策等に努める。

また、平成22年度に施行する、緊急時における事業継続に係る方法や手段などを取り決めておく事業継続計画(BCP)年度について、関係部署と連携し、当該計画の周知徹底を図るとともに、教育、訓練を実施する。

6 個人情報の適正な管理

個人情報保護の徹底を図るため、平成17年4月、個人情報保護関係の諸規程を施行し、平成21年9月に個人データ管理台帳の一部を見直すなど、関係諸規程の整備を行ってきたが、これら諸規程の周知徹底を図るとともに、個人情報の適正な管理に努める。

7 コンプライアンス態勢の充実・強化

(1) コンプライアンス態勢の充実・強化

毎年度策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、幹部会議や各種研修・啓蒙活動を通じて役員等の倫理意識及び公共意識の向上、業務上守るべき法令・諸規程等の適正な運用に努めるとともに、事務局等事例のデータベース化による情報の共有化を図り、正確な業務運営に取り組む。

また、コンプライアンス浸透のベースとなる定款、業務方法書、諸規程等の制定、改廃、運用等の適正化を図るため、法制的視点に基づくチェック機能を強化するとともに、必要に応じ、弁護士等による法的検証を行うなど、コンプライアンス態勢の充実・強化を図る。

(2) コンプライアンス・プログラムの策定・推進

コンプライアンス・マニュアルに基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、具体的な取組、実施時期、主幹部等々を定めるコンプライアンス・プログラムを策定し、その着実かつ積極的な推進に努める。

コンプライアンス・プログラムの策定に当たっては、コンプライアンス委員会が審議のうえ、常勤役員会の承認を受けることとする。

(3) コンプライアンス研修・啓蒙活動の実施

コンプライアンス研修・啓蒙活動については、目的・内容・対象者・講師、実施時期等を具体的に定めた全体研修、コンプライアンス担当者向け研修及び個別研修を実施するほか、地域社会に対する貢献活動等を行うなど、コンプライアンスの理解と遵守について認識を高める。

(4) 反社会的勢力への対応強化

「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会において認定した、反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応体制の強化を図る。

また、区域外の反社会的勢力については、全国の各信用保証協会相互間の情報交換システムにより情報収集を行う。

8 的確で付加価値の高い内部監査の実施

協会業務の適正かつ効率的な運営を図るため、業務執行状況及び会計処理状況並びに財産の保全状況について、協会運営や目標達成に貢献することを目的とし、的確で付加価値の高い内部監査を実施する。

また、無通告監査の活用や監事監査との緊密な連携などにより、協会業務を支援し、財産の保全及び経営計画の達成並びに健全かつ継続的発展の実現を支援する。

3 事業計画

(単位: 百万円、%)

	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
--	----	---------	-----------

(1)保証承諾	90,000	100.0	94.0
---------	--------	-------	------

(2)保証債務残高	204,000	104.1	97.4
-----------	---------	-------	------

(3)保証債務平均残高	207,800	107.7	101.9
-------------	---------	-------	-------

(4)代位弁済	6,000	96.8	138.9
---------	-------	------	-------

(5)実際回収	1,100	104.8	81.5
---------	-------	-------	------

(6)求償権残高	2,222	88.0	126.6
----------	-------	------	-------